

台湾の酒類の輸入等に係る規制等の情報

平成 29 年 3 月

国税庁

目次

第1章	輸入申請手続	1
1	申請に必要な書類	
2	酒類の成分等の分析事項	
3	申請手続を通じて要する経費・時間	
第2章	販売に関する規制	9
第3章	商品に関する規制	11
1	ラベル記載項目	
2	表示規制	
3	ボトルの容量・規格など	
4	ラベル認証申請について	
第4章	食品衛生に関する規制	13
1	汚染物質の規制値	
2	微生物及び添加物に関する規制等の規制値	
3	製造者登録又は製造施設の認証制度	
4	賞味期限	
5	食品衛生関係表示	
第5章	酒類に課せられる税	18
1	消費税（営業税）	
2	酒税	
3	関税	
4	その他	
第6章	小口輸送に関する規制	22
1	免税手続き	
2	最低数量	
3	必要経費	
4	利用可能な運送会社	
第7章	インターネット販売	24
第8章	規制等による実務的な課題	25
第9章	その他	26

第 1 輸入申請手続

1 輸入申請に必要な書類

(1) 申請書の取得先機関・団体等

既存の法人が酒類輸入業者となるためには、「タバコ酒類管理法」及び「タバコ酒類業者設立申請及び変更許可審査法」に基づき、酒類輸入業者許可設立申請書、会社（商業）登記証明、その他の資料を提出し許可を受ける必要がある。

● タバコ酒類管理法（菸酒管理法、The Tobacco and Alcohol Administration Act）

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=6828>

（概要）法令の定義

この法律は、タバコ及びアルコール事業及び製品の健全な管理を促進するために制定されている。

この法律において「アルコール」とは、0.5パーセント以上のアルコール含有量を有する飲料及び飲料の製造又は調製に使用され得る非変性エチルアルコール及び他のエチル製品を意味している。

販売登録簿、購入目的の証拠書類、変性、変性添加物、販売用アルコールの在庫量、貯蔵場所の位置付け、未変性エチルアルコールの製造、輸入、販売に関する事項は、中央管轄当局によって規定される。

この法律において「タバコ及びアルコール事業」とは、以下の3つの事業のいずれかを意味している。

- ① タバコ及びアルコールの生産者：タバコ及びアルコール製品の製造に携わる事業者
- ② タバコ及びアルコールの輸入者：タバコ及びアルコール製品の輸入に従事する事業者
- ③ タバコ及びアルコールの売り手：タバコ及びアルコール製品の卸売又は小売に携わる事業者

＜タバコ酒類管理法、第1条、第4条、第5条＞

● タバコ酒類業者設立申請及び変更許可審査法（菸酒業者申請設立及變更許可審査辦法）

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnC/uptAnnC.aspx?c0=268&p0=7155>

（参考）タバコ酒類管理法から抜粋

タバコ又はアルコール製造業者の許可証及び免許証の申請手続、提出される書類、設立許可の取り消しの理由、許可証の発行又は再発行、その他コンプライアンス事項のために、中央管轄当局によって規定される。（第10条第2項）

前2項に従って、許可証の中の項目及び提出される書類、許可証の再発行及びその他の関連事項を変更するタバコ又はアルコール製造業者の申請手続を規制する規則は中央管轄当局による。（第14条第3項）

タバコ又はアルコール輸入業者の許可証及び許可証の申請手続、提出される書類、設立許可の取り消しの理由、許可証の発行又は再発行、その他コンプライアンス事項のために、中央管轄当局によって規定される。（第16条第3項）

前2項に従って、許可証の中の項目及び提出される書類、許可証の再発行及びその他の関連事項を変更するタバコ又はアルコール輸入者の申請手続を規制する規則は中央管轄当局による。（第19条第3項）

台湾で酒類を輸入するためには、政府主管機関に輸入許可を申請して、輸入許可を取得する必要がある。

輸入許可証は、經濟部國際貿易局に申請する。許可申請機関は次の通りである。

- ◆ 經濟部國際貿易局（經濟部國際貿易局、The Bureau of Foreign Trade, Ministry of Economic Affairs）

<http://www.trade.gov.tw/>（中国語）

<http://www.trade.gov.tw/English/>（英語）

國際貿易局貿易サービスグループ（國際貿易局貿易服務組）

國際貿易局高雄事務所（國際貿易局高雄辦事處）

（参考）許可申請に関する相談窓口一覧（相關聯絡窗口）

https://cfgate.trade.gov.tw/boft_pw/do/PW701（中国語）

（参考）高雄事務所（高雄辦事處）

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=311>（中国語）

(2) 必要な添付書類

台湾における酒類の輸入については、「タバコ酒類管理法」（菸酒管理法、The Tobacco and Alcohol Administration Act）、「輸入酒類検査法」（進口酒類查驗管理辦法、The Administrative Regulations Governing the Inspection of Imported Alcohol）で規定されている。輸入の際には、以下の書類を財政部国庫署に提出する。

- ◆ 財政部国庫署（財政部國庫署、National Treasury Administration, Ministry of Finance）

<https://www.nta.gov.tw/web/Eng/Default.aspx>

● 輸入酒類検査法

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=7430>

（概要）法令の位置づけ

この規制は、タバコ酒類管理法の第 39 条第 7 項の規定により制定されている。（第 1 条）

この規制は、輸入されたアルコールの衛生安全の点検に関するものである。輸入アルコールの衛生は、中央管轄当局と中央管轄保健当局によって共同で定められた標準衛生条件に準拠しなければならない。輸入されたアルコールの検査の申請義務者はアルコールの輸入企業である。中央管轄権者は、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、輸入酒類の検査に係る業務を遂行し、他の機関がその業務を遂行することを認めることができる。（第 2 条）

（参考）タバコ酒類管理法の第 39 条第 7 項

所管官庁は、事業の輸出の必要性に応じて衛生措置その他の関連する確認書類を承認し、発行することができ又は承認及び発行のために他の関係当局と調整することができる。

（参考）タバコ酒類管理法の第 39 条第 3 項

輸入アルコール製品の検査の申請は、中央管轄当局が行うものとする。衛生基準に準拠していない製品は輸入することはできない。ただし、販売を目的としていない、特定の用途に使用されている一定量を超えていない製品は、この制限の対象にはならない。

（概要）輸入酒類検査法の第 8 条

中央検察官が実施する輸入酒類検査に、検査申請の義務者又は義務者の代理人が適用される場合、次の書類が必要となる。

- ① 輸入アルコール検査の申請書（査驗申請書、Application form for inspection of imported alcohol）
- ② 税関輸入申告書の写し（進口報單影本、Photocopy of the Customs import

declaration)

- ③ 輸入アルコールの基本情報の宣言書 (進口酒類基本資料申報表、Declaration form for the basic information of the imported alcohol)
- ④ 原産地証明書 (原産地證明書、Certificate of origin)
- ⑤ 検査に必要なその他の書類 (其他查驗必要文件、Other documents required for inspection)

財政部國庫署のウェブサイト中の「業務導覽」「菸酒管理」「書表下載」「菸酒業者申請須知及書表下載」から申請書式をダウンロードすることができる。

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounce.aspx?c0=119&p0=3936> (中国語)

財政部國庫署のウェブサイト中の「政府資訊公開」「行政指導有關文書」「菸酒管理」から関連する書類様式をダウンロードすることができる。

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/listAnnANoD.aspx?c0=281> (中国語)

「進口酒類查驗申請須知及書表下載」からは輸入に関する申請書式をダウンロードすることができる。

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnA/listAnnA.aspx?c0=182> (中国語)

「菸酒業者申請須知及書表下載」からは、菸酒製造業申請表格、菸酒進口業申請表格などに関する書類様式をダウンロードすることができる。

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnA/listAnnA.aspx?c0=119> (中国語)

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnA/uptAnnA.aspx?c0=119&p0=3936> (中国語)

(参考)

財政部國庫署のウェブサイト中の「政府資訊公開」「法律及法規命令」「菸酒管理」から関連する法令をダウンロードすることができる。

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnC/listAnnC.aspx?c0=268> (中国語)

財政部國庫署のウェブサイト中の「政府資訊公開」「行政規則及解釋函令」「菸酒管理」から関連する行政規則をダウンロードすることができる。

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnC/listAnnC.aspx?c0=274> (中国語)

經濟部國際貿易局のウェブサイト「經貿資訊網」(中国語、英語)では、貿易に関する情報(政策、法規、輸出入規定、関税、商品分類、統計など)を提供している。

(参考) 經貿資訊網

<http://www.trade.gov.tw/>

輸入については許可証などの書類が必要とされる。「輸出入貨品電子簽證」から各種様式をダウンロードすることができる。

● 輸出入貨品電子簽證

https://cfgate.trade.gov.tw/boft_pw/do/Default (中国語)

① 「一般輸入許可証申請書」(一般性輸入許可證)のダウンロード

② 「各種輸出、輸入用書類のダウンロード及び記入の際の注意事項」<備援書表(含各式申請書填寫說明)>

https://cfgate.trade.gov.tw/boft_pw/do/PW401 (中国語)

また、輸出入貨物の電子査証作業などオンライン処理業務も提供している。

- ・ 輸入電子査証
- ・ 輸入業者登記の事前準備の為の会社英文名称予備申請
- ・ 輸入業者のウェブサイト、E-mail アドレス及び製品の登録

(参考)

「貨物輸出入規定」(貨品輸出入規定)については、以下のウェブサイト参照。

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=236> (中国語)

「貨品進口管理」では、輸出入貨品電子簽證作業流程图(電子ビザのジョブフローチャート)、貨品輸入管理簡介、輸入規定概況が掲載されている。

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=992> (中国語)

輸入許可証は「外国貿易法」(貿易法、Foreign Trade Act)の第15条第2項の規定及び「貨物輸入管理規定」(貨品輸入管理辦法)によって定められている。

● 外国貿易法

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0090004>

(概要)

この法律は、自由化と国際化の精神と公平と相互主義の原則に基づいて、この国の経済的利益を高めるために、対外貿易を拡大し健全な貿易秩序を維持する目的で制定されている。ここに記載されていない事項については、他の法が適用される。(第1条)

この法律における「対外貿易」とは、商品の輸出入活動及び関連する活動を指す。

前項の「商品」には、商標、特許権、著作権その他の知的財産権が制定されている。

(第2条)

本書で使用される用語「輸出入者」とは、輸出入貿易に従事する本法に従って登録された会社又は通常の事業として輸出入貿易に関与しないが特定の商品を輸出又は輸入する会社を意味する。(第3条)

この法律でいう所管官庁は經濟部(MOEA)とする。他の省庁、委員会又は政府当局の権限を含む本書で提供される事項は、関係当局との協議の上、管轄当局によって処理されるものとする。(第4条)

● 貨物輸入管理規定

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=236>

(参考) 外国貿易法の第15条

輸出入者は、輸出入許可、輸出入許可が認められる品目を輸出入するために、輸出入許可書に規定された通りに進めなければならない。

輸出入許可、原産地表示、商標宣言、出所識別又は出所識別コードの発行、修正及び有効期間、商品に添付されている許可された著作権文書の検査及び遵守に必要なその他すべての事項を管理する規則は、所管官庁によって定められる。

また、「輸出業者と輸入業者の登録を管理する規則」(出進口廠商登記辦法、Regulations Governing Registration of Exporters and Importers)による規制がある。

● 輸出業者と輸入業者の登録を管理する規則

<http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0090006>

輸出入業務に従事する企業又は会社は、他の禁止又は制限が適用される場合を除き、標準手続に従って、經濟部の国際貿易局(BOFT)に輸出者/輸入者として登録する。(第2条)

(概要) 外国貿易法第9条

輸出入国として国際貿易局(BOFT)に登録されている法人又は企業は、輸出入業務に従事することができる。

輸出者/輸入者として登録を申請しようとする法人又は事業会社は、最初に提案された英語名の承認のためにBOFTに申請しなければならない。提案された英語名は、承認後

6ヶ月間予約される。

BOFTによって登録が取り消されたか無効化された輸出者/輸入者は、失効又は無効化の日から2年以内に再登録してはならない。

BOFTは、閉鎖し、解散した輸出者又は輸入者に対し、関係法令に従って関連する管轄当局によって登録が取り消されたか無効化された場合、登録を取り消すことができる。

輸出者/輸入者登録申請の条件と手続き並びに輸出者/輸入者の変更、撤回及び無効化又は登録のための輸入者/輸入者の英語名及び遵守に必要なその他すべての関連事項は、管轄当局によって規定されるものとする。

2 酒類の成分等の分析事項

(1) 分析内容の証明可能機関

独立行政法人酒類総合研究所

<http://www.nrib.go.jp/>

(注意点)

台湾では、輸入される酒類について衛生上の安全性を確保するため「輸入酒類検査法」を定めています。台湾当局における輸入検査に合格しない限り、台湾での流通はできません。この法令は、平成18年7月1日より全酒類に適用されています。

しかし、輸出国において発行された「試験報告、検査証明あるいは関連の認証証明」(2年以内に発行されたもの)があれば、台湾において書面審査が適用されます。ただし、衛生安全上の疑いがある場合は検査が行われます。

酒類総合研究所では、台湾への輸出酒類を対象に、メタノール、鉛、二酸化硫黄の3項目について分析を受託しています。

分析結果等を記載した分析書は、原則として受付日より20営業日以内に発行されます。

<出典：酒類総合研究所HP>

(2) 成分等の分析事項

成分等の分析事項は「アルコール製品衛生基準」(酒類衛生標準、The Hygiene Standards for Alcohol Products)によって規定されている。

● アルコール製品衛生基準

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0330020>

(概要)

本基準は、タバコ酒類管理法第27条第1項の規定に基づいて制定されている。(第1条)

(参考) アルコール製品衛生基準

製造、加工、調合、梱包、輸送、保管、添加物にタバコ又はアルコール製造者が使用する作業場所、施設及び品質の保証は、管轄中央管轄機関及び中央保健当局によって共同で定められた衛生基準を満たさなければならない。

ビール、穀物から醸造されたアルコール飲料、他の醸造アルコール飲料、ウイスキー、クリアスピリッツ、酒精、その他の蒸留酒、調理用アルコール飲料及び摂取可能なエチルアルコールの1リットル(100%エチルアルコールで計算)あたりのメチルアルコールの含有量は1,000mg※を超えてはならない。(第2条4項)

※ 2016年12月に芋焼酎のメチルアルコールの含有量が1,000mgから2,000mgに緩和された(改正日：2016年12月27日)。

(内容:焼酎はこれまで 1,000mg 基準しかなかったが、新たに芋焼酎の区分を新設し、2,000mg 基準を作ったもの)

甘藷蒸餾酒每公升(純乙醇計)含量二千毫克以下

http://gazette.nat.gov.tw/EG_FileManager/eguploadpub/eg022244/ch04/type1/gov30/num6/Eg.htm

再処理されたアルコール飲料中のメチルアルコール含有量は、エチルアルコール、発酵アルコール飲料又は再処理のベースアルコールとして使用される蒸留飲料の規定に従うものとする。(第2条5項)

他の摂取可能なアルコール飲料の1リットル(100%エチルアルコールで計算)あたりのメチルアルコールの含有量は1,000mgを超えてはならない。(第2条6項)

アルコール製品の各リットル中の鉛の含有量は0.3mgを超えてはならない。(第3条)

アルコール製品中の以下の添加物は、次の規則に従うものとする。(第4条)

① 保存料

発酵果実から醸造されたアルコール製品の1リットルあたりのソルビン酸残基は0.2gを超えてはならない。

アルコール含量が15%以下のアルコール製品の1リットルあたりの安息香酸残基は0.4gを超えてはならない。

② 着色物質

アルコール製品の1リットルあたりのルテインの残留物は10mgを超えてはならない。

③ その他の添加剤

発酵果実から醸造されたアルコール製品の1リットルあたりの二酸化硫黄残渣は0.4gを超えてはならない。

穀類から醸造されたビール及び飲料の1リットルあたりの二酸化硫黄残留物は0.03gを超えてはならない。

消費目的の他のアルコール製品は、二酸化硫黄を含まないものとする。

3 申請手続を通じて要する経費、時間、提出先機関

(1) 提出先機関

◆ 財政部国庫署(財政部國庫署、National Treasury Administration, Ministry of Finance)

<https://www.nta.gov.tw/web/Eng/Default.aspx>

(2) 代行業者を利用する場合の料金相場

現地での聞き取り調査では、申請の代行を行う際の費用については、NT\$25,000程度ということであった。実費がNT\$8,500かかるために合計NT\$33,500程度とみられる。

(3) 経費、時間

「喫煙・アルコール製品の輸入者及び生産者に請求される申請の審査、証明書の発行及び許可のための手数料基準」(Fee Standards for Examination of Applications, Issuance of Certification, and Granting of Permission as Charged to Importers and Producers of Tobacco and Alcohol Products)により規定されている。

事業者の設立許可を申請する際の審査手数料、許可証の申請をする際のライセンス料、さらに年間ライセンス料が発生する。これらの金額は、生産者と輸入者、また会社のタイプにより違う。

● 喫煙・アルコール製品の輸入者及び生産者に請求される申請の審査、証明書の発行及び許可のための手数料基準
--

(概要) 主たる内容

これらの基準は、タバコ酒類管理法の第 23 条第 1 項の規定による。(第 1 条)

法第 10 条、第 11 条、第 16 条の規定に基づき事業者の設立許可を申請する場合、申請者は次のように審査手数料を支払う必要がある。(第 2 条)

① タバコ/アルコール生産者

- ・ 法第 10 条に基づき、株式に限定された会社：NT \$ 5,000。
- ・ 法第 10 条に基づき、株式に限定された会社以外のもの：NT \$ 3,000。
- ・ 法第 11 条に基づき設立された者：NT \$ 3,000。

② タバコ/アルコール輸入業者：NT \$ 2,000。

法第 14 条第 1 項又は第 19 条第 1 項に基づき申請した法律若しくは農民又は先住民によるアルコールの生産を規制する規則第 7 条第 1 項の規定により設立されたタバコ又はアルコール事業については、手数料は 50%で割引かれる。

法第 10 条、第 11 条又は第 16 条に基づいて許可証の申請をする場合は、NT \$ 2,000 のライセンス料が適用される。タバコ/アルコール製造者とタバコ/アルコール輸入者は、さらに、許可証の受領前に第 4 条に基づく年次ライセンス料を支払うものとする。

許可証の再発行又は交換申請をするときは、NT \$ 1,000 のライセンス料は、タバコ/アルコール事業によって支払われるものとする。(第 3 条)

- ・ タバコ/アルコール製造者とタバコ/アルコール輸入業者は、次のように年間ライセンス料を支払う必要がある。

① タバコ生産者

年間ライセンス料は、払込資本の 0.1%で計算されるものとする。ただし、かかるライセンス料は NT \$ 100,000 以上 NT \$ 1,000,000 以上であってはならない。

② アルコール生産者：

- ・ 法第 10 条に基づき株式に限定された会社として設立された者
年間ライセンス料は、払込資本の 0.05%で計算されるものとする。ただし、かかるライセンス料は NT \$ 20,000 以上又は NT \$ 500,000 以上でなければならない。
- ・ 法第 10 条に基づき、株式に限定された会社以外の者
NT \$ 20,000。
- ・ 法第 11 条に基づき設立された者
NT \$ 10,000。

③ タバコ/アルコール輸入業者

NT \$ 6,000。

前項の事業者が初年度の年次ライセンス料を支払うときは、事業運営月数に比例して年間ライセンス料を支払うものとする。ただし、2014 年 6 月 18 日に改正・公布された法第 23 条の施行前に許可証を取得したタバコ/アルコール輸入者の場合、初年度の年間ライセンス料はその条項の改正が強制される。2 年目以降の毎年の年間ライセンス料は、前年の 12 月 31 日までに支払われる。期日までに手数料を支払わなければ、手数料及び手数料法が適用される。(第 4 条)

なお、上記と同内容の「規費標準一覧表」(中国語)がある。

依菸酒管理法第 10 條規定之菸酒製造業規費標準一覧表

依菸酒管理法第 11 條規定之酒製造業規費標準一覧表

依菸酒管理法第 16 條規定之菸酒進口業規費標準一覧表

(参考) タバコ酒類管理法の第 23 条

中央管轄当局が許可証の申請、発行、交付又は再発行を受け入れる場合、審査手数料及

びライセンス料を徴収するものとする。タバコ又はアルコール生産者又は輸入業者から年間許可料を徴収することもある。各タイプの手数料の基準は、中央管轄当局によって設定される。

タバコ又はアルコールの生産者又は輸入者が年間許可料を支払っておらず、中央管轄当局から指定された期限内に手数料を納付する旨通知を受けたがそれを怠った場合は、請求及び料金法、その設立許可も取り消されるものとする。

「輸入酒類検査法」で品目ごとの検査料が設定されている。

輸入酒検査料の価格表

検査品目	手数料 (NT \$)
メタノール	2,500
鉛	2,000
二酸化硫黄	2,000
塩 (塩化ナトリウム)	1,000
保存料 (ソルビン酸、安息香酸)	5,000
放射線	2,000
その他は、中央管轄当局の公布による。	請求料金は実際の費用に基づく。

第2 販売に関する規制

台湾では、酒類の「製造」や「輸入」に関する規制や許可制度はあるが、「販売」（卸売、小売）に関する規制や許可制度は存在していない。

酒類の「製造」や「輸入」に関する規制や許可制度については、「タバコ酒類管理法」を参照。

● タバコ酒類管理法（菸酒管理法、The Tobacco and Alcohol Administration Act）

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=6828>

（第10条）

タバコ又はアルコール製造者の設立を申請した当事者は、申請書と生産計画を記入し、中央の所管官庁に提出して設立許可を申請し、それを取得した日から2年以内に、許可証の発行を申請するために、工場登録及び関連する証拠書類を中央管轄当局に提出しなければならない。免許証が取得された後でなければ、生産と運用が開始されない可能性がある。

タバコ又はアルコール製造業者の許可証及び免許証の申請手続、提出される書類、設立許可の取り消しの理由、許可証の発行又は再発行、その他の事項は、コンプライアンスのために中央管轄当局によって規定される。

この条の2014年5月30日の改正の施行前にタバコ又はアルコール製造者の設立許可を取得した出願人については、第1項に記載された2年間の期間は施行日から始まる。

出願人が第1項又は前項の期限前に免許証の交付を申請しなかった場合には、最初を取得した設立許可は有効でなくなる。しかし、正当な理由がある場合、出願人は期限前に延長のために中央管轄当局に申請することができる。延長期間は1年を超えることはできず、そのような延長は2回のみ認められる。

（第13条）

タバコ又はアルコール生産者の許可証には、以下の事項が明記されるものとする。

- ① 製造業者の名前
- ② 製造される製品の種類
- ③ 企業の承認資本
- ④ 本社の所在地
- ⑤ 工場の名前と場所
- ⑥ 責任者の名前
- ⑦ 中央管轄当局が要求するその他の事項

（第14条）

タバコ又はアルコール製造者が、製品の種類、工場の位置又は責任者の変更を予定している場合、中央管轄当局に承認を申請し、変更日から30日以内に許可証の再発行のために中央管轄当局に適用されるものとする。

タバコ又はアルコール製造業者がその企業の名前、承認資本の総額、本社の所在地、工場の名前又は中央管轄当局が指定する事項（前条第7項）は、変更された日から30日以内に、ライセンス許可証の再発行を中央管轄当局に申請するものとする。

（第16条）

タバコ又はアルコール輸入業者は会社のみ組織することができる。ただし、この条項は共同事業者又は個人事業者が、本条の2014年5月30日改正の施行前にタバコ又はアルコール輸入者として設立許可証又は許可証を取得した場合及び事業責任者はこの条項の改正後も変更されない。

タバコ又はアルコール輸入者の設立を申請した当事者は、申請書に必要事項を記入して中央管轄当局に提出して設立許可証を申請し、設立許可証を取得してから2年以内に許可証発行のために中央管轄当局に申請する。事業の運営は、ライセンス許可証が取得された後にのみ開始するこ

とができる。

タバコ又はアルコール輸入業者の許可証及び許可証の申請手続、提出される書類、設立許可の取り消しの理由、許可証の発行又は再発行、その他の事項は、コンプライアンスのために、中央管轄当局によって規定される。

この条の2014年5月30日の改正の施行前にタバコ又はアルコール輸入者としての設立許可を取得した出願人については、第2項の2年間の期間は施行日から始まる。

出願人が第2項又は前項の期限前に許可証の交付を申請しないときは、最初を取得した設立許可証は有効でなくなる。しかし、正当な理由がある場合、出願人は期限前に延長のために中央管轄当局に申請することができる。延長期間は1年を超えることはできず、そのような延長は2回のみ認められる。

(第18条)

タバコ又はアルコール輸入者の許可証は、以下の事項を明記するものとする。

- ① 輸入業者の名称
- ② 運営事業の分類
- ③ 本社の所在地
- ④ 責任者の名称
- ⑤ 中央管轄当局が要求するその他の事項

(第19条)

タバコ又はアルコールの輸入者が、事業の種類又は責任者を変更しようとする場合、中央管轄当局に承認を申請し、変更日から30日以内に、許可証の再発行のために、中央管轄官庁に適用されるものとする。

タバコ又はアルコールの輸入者が、その企業の名称、本社の所在地又は前条第5項に規定されている中央管轄当局によって要求された事項のいずれかに変更を加える予定の場合、そのような変更又は変更の日から30日以内に、許可証の再発行のために中央管轄当局に申請する。

前2項に従って、許可証の中の項目、提出される書類、許可証の再発行及びその他の関連事項を変更する、タバコ又はアルコール輸入者の申請手続の規則は中央管轄当局が規定する。

(第23条)

中央管轄当局が許可証の申請、発行、交付、又は再発行を受け入れる場合、審査手数料及びライセンス料を徴収するものとする。タバコ又はアルコール生産者又は輸入業者から年間許可料を徴収することもある。各タイプの手数料の基準は、中央管轄当局によって設定される。

タバコ又はアルコールの生産者又は輸入者が年間許可料を支払っておらず、中央管轄当局から指定された期限内に手数料を納付する旨通知を受けたが、それを怠った場合は、請求及び料金法、その設立許可も取り消されるものとする。

第3 商品に関する規制

「タバコ酒類管理法」による規定のほかに、以下の「酒類ラベル管理規則」が制定されている。

- 酒類ラベル管理規則（酒類標示管理辦法、Regulations Governing the Labeling of the Alcohol Products）

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=7190>

（概要）法令の位置づけ

この規則は、タバコ酒類管理法の第32条第6項の規定により制定されている。（第1条）

（参考）タバコ酒類管理法の第32条第6項

ラベリングの方法と内容、アルコールのその他のコンプライアンス事項を管理する規則は、中央管轄当局によって規定される。

1 ラベル記載項目

タバコ酒類管理法の第32条第1項に記載されている。

包装されたアルコール製品の販売において、生産者又は輸入者は、アルコールと直接接触しているアルコール容器に次のことを表示しなければならない。

- (1) ブランドの名前
- (2) 製品の種類
- (3) アルコール含有量
- (4) 輸入製品の原産国
- (5) 製造業者の名前と住所

輸入については、輸入業者の名前と住所も表示されなければならない。請負業者が製造したアルコール製品については、契約当事者の名前と住所も表示しなければならない。この法律第29条第1項に規定する再包装製造者の氏名及び住所を記載しなければならない。

- (6) 製造バッチの番号
- (7) 容量
- (8) 賞味期限、製造年月日

アルコール含有量が7%以下のアルコール製品又はプラスチック容器又は紙容器に詰められたアルコール製品については、失効日又は瓶詰め日が示されなければならない。瓶詰めの日付が示されている場合は、満了日も示されなければならない。

- (9) 「過度の飲酒は、健康を危険にさらします」又はその他の健康に関する警告。
- (10) 中央管轄当局が要求するその他の表示。

（注意点）

第32条第1項第5号に規定するアルコール事業の名称及び住所の表示は、消費者がアルコール事業者を特定して接触することができるようにするために十分であるものとする。

<出典：酒類ラベル管理規則の第8条>

2 表示規制

- (1) 表示禁止事項

前項の表示とは別に、アルコールには医学的又は健康管理の用語又は明示的又は暗示的に類似の効果を示すテキスト又は画像を表示してはならない。

輸入されたアルコールは、元のラベルに記載されていない事項を別途表示することはできない。

他の生産者のアルコール製品を加工原料として使用するアルコール製造業者は、原産国又は元のアルコール製品の風味を示すこと、又は関連する用語を使用することはできない。

<タバコ酒類管理法の第32条第2・3・4項>

(2) 文字の大きさ、色など

アルコールの表示ははっきりと判読可能であり、容易に区別することができ、アルコール製品の特性について誤解をあたえてはならない。アルコールと直接接触するアルコール容器にラベルを貼付する場合、ラベルは容器にしっかりと貼られ、容易に破壊されたり破損されたりしてはならない。

＜酒類ラベル管理規則の第3条＞

アルコール製品のブランド名は大きく太字で印刷しなければならない。書体は他の表示のものより大きくなければならない。他の言葉、パターン、マーク又は数字と組み合わせて表示されているブランド名は、製品の年齢、起源、身元又はその他の特性について誤った印象や推測を伝えてはならない。

＜酒類ラベル管理規則の第4条＞

アルコール製品の警告ラベルは、フォントサイズが2.65mm以上で、容器の最大外面の目立つ場所に置く。このような声明は、読みやすいように対照的な背景にあるものとする。

＜酒類ラベル管理規則の第11条＞

(3) 表示言語（自国語のみ、英語表記併記など）

タバコ又はアルコール製品に表示される事項は、次のいずれかの場合を除き中国語であるものとする。

- ① 輸出用の製品
- ② 輸入されたタバコ又はアルコール製品のブランド名とその外国生産者の名前と住所
- ③ 第31条第1項第2号の規定により表示する生産委託外国事業者の名前と住所又は第32条第1項第5号の規定により表示する製造業者等の名前と住所

輸出用タバコ又はアルコール製品が国内で販売されている場合若しくは輸入タバコ又はアルコール製品が国内で販売されている場合には、中国の表示を追加するものとする。

＜タバコ酒類管理法の第33条＞

アルコール製品の表示は、中国語で行わなければならない。但し、制限は次の場合には適用しない。

- ① 輸入アルコール製品のブランド名と外国製造業者の名前と住所
- ② アルコール製品を製造する外国企業の名称と住所
- ③ 輸入アルコール製品の地理的表示

＜酒類ラベル管理規則の第14条＞

3 ボトルの容量・規格など

アルコール飲料の正味含有量は、リットル、センチリットル、ミリリットル（l、cl、ml）で記載する。

前項の容積に許容される許容差は、包装食品の容積検査方法の規定に適合しなければならない。

＜酒類ラベル管理規則の第9条＞

4 ラベル認証申請について

情報なし。

第4 食品衛生に関する規制

「タバコ酒類管理法」(菸酒管理法、The Tobacco and Alcohol Administration Act)において、以下のように規定されている。

● タバコ酒類管理法

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=6828>

アルコール製品の衛生は、中央管轄当局と中央保健当局によって共同で定められた衛生基準に適合しなければならない。(第26条の1項)

アルコール製品容器の衛生条件は、中央管轄機関及び中央管轄保健当局によって共同で定められた衛生基準に適合しなければならない。(第26条の2項)

製造、加工、調合、梱包、輸送、保管、添加物にタバコ又はアルコール製造者が使用する作業場所、施設及び品質の保証は、管轄中央管轄機関及び中央保健当局によって共同で定められた衛生基準を満たさなければならない。(第27条の1項)

タバコ又はアルコール製造工場で使用する建物及び設備は、中央管轄当局、中央保健当局及び産業当局によって共同で設立された工場の設立基準を満たさなければならない。(第27条の2項)

さらに、タバコ酒類管理法に基づき、「アルコール製品衛生基準」(酒類衛生標準、The Hygiene Standards for Alcohol Products)が制定されている。

● アルコール製品の衛生基準

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0330020>

(概要)

本基準は、タバコ酒類管理法の第27条第1項の規定により制定されている。(第1条)

(参考) タバコ酒類管理法の第27条の第1項

製造、加工、調合、梱包、輸送、保管、添加物にタバコ又はアルコール製造者が使用する作業場所、施設及び品質の保証は、管轄中央管轄機関及び中央保健当局によって共同で定められた衛生基準を満たさなければならない。

タバコ又はアルコール製造工場で使用する建物及び設備は、中央管轄当局、中央保健当局及び産業当局によって共同で設立された工場の設立基準を満たさなければならない。

1 汚染物質の規制値

(1) 農薬

情報なし。

(2) 抗生物質

情報なし。

(3) その他毒性を有する化学物質

第1の2の(2) 成分等の分析事項で記したが、2016年12月27日に第2条第1項で示されていたメチルアルコールの含有量2,000mg以下の基準の対象酒類に新たに芋焼酎の区分が加わった(下記の第4項で記されている1,000mgの基準から緩和された)。

ビール、穀物から醸造されたアルコール飲料、他の醸造アルコール飲料、ウイスキー、クリアスピリッツ、酒精、その他の蒸留酒、調理用アルコール飲料及び摂取可能なエチルアルコールの1リットル(100%エチルアルコールで計算)あたりのメチルアルコールの含有量は1,000mgを超えてはならない。(衛生基準第2条の第4項)

再処理されたアルコール飲料中のメチルアルコール含有量は、エチルアルコール、発酵アル

コール飲料又は再処理のベースアルコールとして使用される蒸留飲料の規定に従うものとする。
(衛生基準第2条の第5項)

他の摂取可能なアルコール飲料の1リットル(100%エチルアルコールで計算)あたりのメチルアルコールの含有量は1,000mgを超えてはならない。(衛生基準第2条の第6項)

(4) 重金属等

アルコール製品の1リットルあたりの鉛の含有量は0.3mgを超えてはならない。(衛生基準第3条)

2 微生物及び添加物に関する規制等の規制値

アルコール製品中の以下の添加物は、次の規則に従うものとする。(衛生基準第4条)。

(1) 保存料

- ・ 発酵果実から醸造されたアルコール製品の1リットルあたりのソルビン酸残基は0.2gを超えてはならない。
- ・ アルコール含量が15%以下のアルコール製品の1リットルあたりの安息香酸残基は0.4gを超えてはならない。

(2) 着色物質

アルコール製品の各リットル中のルテインの残留物は10mgを超えてはならない。

(3) その他の添加剤

- ・ 発酵果実から醸造されたアルコール製品の1リットルあたりの二酸化硫黄残渣は0.4gを超えてはならない。
- ・ 穀類から醸造されたビール及び飲料の1リットルあたりの二酸化硫黄残留物は0.03gを超えてはならない。
- ・ 消費目的の他のアルコール製品は、二酸化硫黄を含まないものとする。

3 製造者登録又は製造施設の認証制度 (HACCP 等)

輸入品に関しては、情報なし。

台湾国内の製造業者などについては、以下の法規がある。

- タバコ酒類業者の設立申請及び変更の許可審査法 (菸酒業者申請設立及變更許可審査辦法)

<https://www.nta.gov.tw/web/AnnC/uptAnnC.aspx?c0=268&p0=7155>

(概要)

本法はタバコ酒類管理法(以下、法と呼ぶ。)の第10条第2項、第14条第3項、第16条第3項及び第19条第3項により規定する。(第1条)

(第10条第2項)

タバコ又はアルコール製造業者の許可証及び免許証の申請手続、提出される書類、設立許可の取り消しの理由、許可証の発行又は再発行、その他コンプライアンス事項のために、中央管轄当局によって規定される。

(第14条第3項)

前2項に従って、許可証の中の項目及び提出される書類、許可証の再発行及びその他の関連事項を変更するタバコ又はアルコール製造業者の申請手続きを規制する規則は中央管轄当局による。

4 賞味期限（具体的な表示方法）

アルコール分7%以下の酒類は賞味期限又は製造年月日を記載する必要がある。また、製造年月日を記載する場合は賞味期限も併記する必要がある。

アルコール製品の日付の表示は、特定の日、月及び年を中国のカレンダー又はグレゴリオ暦で行うものとする。ただし、有効期限が3ヶ月を超える製品については有効期限は特定の月と年のみとし、有効期限は当該月末に満了したものとする。

＜酒類ラベル管理規則の第10条＞

5 食品衛生関係表示

(1) アレルギー
情報なし。

(2) 特定の化学物質等
情報なし。

- 食品安全衛生管理法（食品安全衛生管理法、Act Governing Food Safety and Sanitation）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=L0040001>

（概要）

この法律は、食品衛生、安全と品質を管理し、市民の健康を保護するために制定されている。（第1条）

（参考）

- 輸入酒類検査法

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=7430>

（4条）

輸入アルコールの検査は、以下の方法で実施される。

① ロット間の検査

検査の申請後、アルコールの多くはサンプリングによる検査のために一時的に保持され、検査の結果が規定される。

② ロットサンプリング検査

検査の申請後、サンプリング確率は1ロット当たり5%以上とする。サンプリングされるために選択されたアルコールはサンプリング検査のために一時的に保持されなければならない。検査の結果が規定に合致すると判明したら輸入することが認められる。

③ ドキュメンタリー公開審査

審査申請が完了し、第1項の規定に準ずるアルコールであることがコンピュータによって検証された場合に、アルコール製品を輸入することを許可することができる。さらに、第6条に規定する上記の書類を添付した最初の場合には、書類が検査後の規定に適合することが判明し、衛生安全上の懸念が残っている場合には、サンプリング検査措置を適用することができる。

検査に適用される同じアルコールのロットは、同じブランド名、原料、アルコール含有量、製品カテゴリー及び包装材料を有するアルコールでなければならない。しかし、異なるアルコール含有量のブドウワインを1ロットに組み込むことができる。

（第6条）

検査の申請がなされたアルコールは、アルコール製品の状態が次の1つ又は複数の条件に適合している場合には、ドキュメンタリー後の審査措置の下で処理されなければならない

い。

- ① 以前に検査されており、標準的な衛生要件に適合していることが判明している。
- ② 元の生産国と輸出国が設定された条件を満たしており、中央管轄当局によって発表されたアルコール製品。
- ③ アルコール製品は、検査のためにサンプリングされたもの以外のもの。
- ④ アルコール製品には、中央管轄当局によって定められた衛生証明書が添付されている。

以前に検査され、前項第1項の基準衛生要件に適合していることが判明したアルコール製品とは、検査、ブランド名、原料、アルコール含有量、製品分類、梱包材及び製造者の申請が同一の義務者によるアルコールで、そのような製品の検査のために申請された日より2年前の期間内に中央管轄当局又は中央管轄当局によって認定された検査機関によって発表された試験方法で実施された検査の資格を得ていることを示している。

また、アルコール含有量に差異がある検査、ブランド名、原産地、製品分類、包装材料及び製造者の申請が同一の義務者によるブドウ酒についても、前項第1項の規定を適用する。第1項第2号に規定する条件を満たしている国とは、第5項に規定する要件を満たすだけでなく、台湾から輸出されるアルコール製品に同様の処理を行う国をいう。第1項第4号に掲げる衛生証明書とは、中央管轄機関が定める証明書を次の3種類とする。

- ① 試験所報告書は、国際試験所認定協会が認定した試験報告書又は元の生産・輸出国の外国政府機関/研究所又は発行後2年以内にこの政府機関/研究所が認定した試験所によって発行された試験報告書。

- ② 政府機関又は専門家による発行から2年以内に発行された試験報告書又は保証。

これらのアルコール製品の元の生産国と輸出国のアルコール協会は、アルコールが確かに公表された製品カテゴリーに属することを証明し、上記の試験報告書又は保証において台湾で詳述されている標準的な衛生要件に準拠しているものとする。

- ③ 元の生産国又は輸出国の生産者又は輸出者がブドウ酒の台湾衛生基準に適合していることを証明するために、申請の義務者によって提出され、保証された陳述が添付されてから2年以内に発行される自己証明であること。ブドウのワインが、原産国の規制における優れた品質のワインの規定に準拠しているかどうかの検査していること。

前項第2号及び第3号に掲げる原産国及び輸出国は、アルコール製品の製造、品質、表示、衛生検査及び法令の施行に関する法律及び行政制度が整備されている国をいい、正確に実行され、中央管轄当局によっても認識されているものとする。

第4項第2号に掲げる専門酒類協会とは、前項に規定する元の輸出国に既に登録している専門機関をいい、当該団体の職務には、検証の対象となるアルコール製品の種類が含まれる。

第3項又は第5項に記載されている中央管轄機関による行政制度の認定及び検証のプロセスは、招待された専門家及び学者から収集された情報及び事実に基づいて行われると同時に、利害関係者には、意見を提供する機会が与えられなければならない。

(第8条)

中央検察官が実施する輸入アルコール検査に検査申請書の義務者又は義務者の代理人が適用される場合、次の書類が必要となる。

- ① 輸入アルコール検査の申請書 (査驗申請書、Application form for inspection of imported alcohol)
- ② 税関輸入申告書の写し (進口報單影本、Photocopy of the Customs import

declaration)

- ③ 輸入アルコールの基本情報の宣言書（進口酒類基本資料申報表、Declaration form for the basic information of the imported alcohol）
- ④ 原産地証明書（原産地証明書、Certificate of origin）
- ⑤ 検査に必要なその他の書類（其他査驗必要文件、Other documents required for inspection）

前項第 3 号に規定する書類に加えて標本のページ又はイラストを印刷しなければならない。ただし、再包装や販売、加工に使用される輸入アルコールは免除される。

検査申請書の義務者は、同一のブランド名、原産地、製品カテゴリー、アルコール含有量及び製造者を有し、かつ以前に審査された輸入アルコール製品を輸入する際に、適格試験報告書を提出しなければならない。

再包装及び販売に使用される輸入アルコールには、法第 29 条に従って定められた元の生産者による認証書類が追加で提供されるものとする。

第 6 条第 4 項第 1 項第 6 項に規定する輸入アルコールには、第 6 条第 4 項に規定する書類を添付しなければならない。

代理人による検査は、代理人の身分証明書と同様に、代理人の証明書とともに、場合によってはさらに提供されるものとする。ただし、主として検査申請業務に従事する営利目的の事業者は、任命証明書を提出し、中央管轄当局が登録した後、任命証明書を提出することなく、義務者のために検査申請を行うことができる。

第5 酒類に課せられる税

1 消費税（営業税）

課税対象及び範囲は、台湾内にて販売される物品、役務及び輸入品である。

台湾の消費税は「営業税」と呼ばれ、税率は5%である。輸入品はCIF 価格と関税の合計額×5%となる。

納税義務者は、次の通りである。

- ・ 物品又は役務を販売する営業者
- ・ 輸入品の荷受人又は所持者
- ・ 台湾内に固定の営業所がない外国事業者、機関、団体、組織は役務を受ける買取人。ただし、台湾内に固定の営業所がないが代理人がいる国際運輸事業はその代理人。

主要な法令は、「付加価値型及び非付加価値型営業税法」（加価値型及非加価値型営業税法、Value-added and Non-value-added Business Tax Act）、「付加価値型及び非付加価値型営業税法施行規則」（加価値型及非加価値型営業税法施行細則、Enforcement Rules of Value-added and Non-value-added Business Tax Act）である。

● 付加価値型及び非付加価値型営業税法

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawContent.aspx?pcode=G0340080>

（概要）法令の位置づけ

付加価値又は付加価値のない営業税は、この法律に基づき、中華民国（ROC）内の商品又はサービスの販売及び商品の輸入に課されるものとする。（第1条）

この法律において“付加価値税”とは、第4章第1節に基づいて計算された税金をいう。「非付加価値営業税」とは、本書の第4章第2節で計算された税金を意味する。（第1-1条）

（参考）第4章第1節 一般的な税計算（第14条）

この章の第2項に別段の定めがある場合を除き、事業者は、第7条又は第10条に定める税率に従って、最も近い新台幣ドルに切り上げて、商品及びサービスのすべての販売金額に基づいて出力税を計算しなければならない。

出力税は、商品又はサービスの販売時に事業者が本法に従って収集する営業税の額として定義される。

（参考）第4章第2節 特別な税計算（第21条）

銀行、保険、投資信託、有価証券、先物、コマーシャル・ペーパー及び質屋に従事する企業は、第11条に定める税率で売上金額に基づいて営業税を計算しなければならない。ただし、質屋の営業税は、査定された売上額に基づき、所管官庁によって計算される。

● 付加価値型及び非付加価値型営業税法施行規則

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawContent.aspx?pcode=G0340081>

（概要）法令の位置づけ

これらの施行規則は、付加価値型及び非付加価値型営業税法の第59条に従って規定される。（第1条）

（参考）付加価値非加盟営業税法の第59条

この法律の施行規則は財務省により定められ、行政院に承認及び公布のために提出される。

2 酒税

課税対象及び範囲は国産又は輸入品に関わらず、タバコ酒類税法が定めるタバコ及び酒類である。

一般的に清酒はその他の醸造酒類（Other brewed alcohol）、焼酎は蒸留酒（Distilled alcohol）に分類され、合成清酒は再製酒類（Reprocessed alcoholic beverage）に分類される。製造工程や

原料によって酒類の属性が異なるため、個別に判断される。

税率は品目によって相違する。

- ・ ビール：10あたり26台湾元
- ・ その他の醸造酒：アルコール度数×7台湾元×0
- ・ 蒸留酒：アルコール度数×2.5台湾元×0
- ・ 再製酒：〈アルコール度数20%超〉185台湾元×0
〈アルコール度数20%以下〉アルコール度数×7台湾元×0

納税義務者は、次の通りである。

- ・ 国産品：生産メーカー
- ・ 委託生産品：受託生産メーカー
- ・ 輸入品：荷受人、船荷証券又は物品の所持者
- ・ 競売品：落札者
- ・ 免税酒・タバコが譲渡等により免税規定に合致しない場合：譲渡人又は所持者

主要法令は、「タバコ酒類税法」（菸酒税法、Tobacco and Alcohol Tax Act）及び「タバコ酒類税法徴収規則」（菸酒稅稽徵規則、Regulations for the Collection of Tobacco and Alcohol Tax）である。

● タバコ酒類税法

<http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawContent.aspx?pcode=G0330010>

（概要）法令の位置づけ

この法律に列挙されたタバコ及びアルコール製品は、国内で製造されたものであっても、海外から輸入されたものであっても、この法律に従うタバコ酒類税を課される。（第1条）

タバコ酒類税は、工場から又は輸入時にタバコ又はアルコール製品を移転する際に徴収される。

課税タバコ又はアルコール製品は、以下のいずれかの条件で「工場からの移転」とみなされる。（第3条）

- ① 消費のために工場で提供される商品
- ② 工場で非課税商品に加工された商品
- ③ 法律の強制執行又は他の目的のために他人に移転される工場内の商品
- ④ 製造業者が登録解除を申請したときの在庫
- ⑤ 未処理倉庫や工場での処理、梱包又は保管のための工場への輸送後、火災、水害又は他の制御不可能な災害以外の理由で滅失した物品

● タバコ酒類税法徴収規則

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0330022>

（概要）

本規則は、タバコ酒類税法の第20条に従って定められている。（第1条）

製造業者は、製造開始前に製造業者のタバコ酒類税の登録申請書に必要事項を記入し、製造業者の登録用紙及びその他の必要書類と共に、税務当局に提出して確認及び承認をうける。

上記の製造業者の登録フォームには、次の事項を含まなければならない。（第4条）

- ① 名称、タバコやアルコールメーカーのライセンス番号、統一事業者番号及び製造業者のアドレス
- ② 組織の種類
- ③ 資本金

- | |
|--|
| ④ 工場の責任者の氏名、生年月日、国民番号、世帯登録住所、シール標本 |
| ⑤ 法律に従って設立された会社の責任者、事業登記又は農業団体の氏名、生年月日、国民番号、世帯登録住所及び印鑑 |
| ⑥ 工場の敷地外にあるタバコ及びアルコールの倉庫の名前と住所 |
| ⑦ 名称及び主要な機械/機器の容量 |

(参考) タバコ酒類税法の第 20 条

この法律に定める登録及び徴収に関する事項は、財政部が定めるタバコ酒類税の徴収規則に準拠し、執行元の承認を得て公布されるものとする。

3 関税

課税対象は、台湾への輸入品である。

税率は品目によって違う。以下に代表的なものを HS コード順で記載する。詳細は財政部関務署のウェブサイト又は「World Tariff」を参照されたい。

- ・ ビール（麦芽酒）HS コード：2203.00.00
無税
- ・ 清酒（醸造酒）HS コード：2206.00.10
40%
醸造酒は品目によって関税率（20%又は40%）が違う。
- ・ 焼酎（蒸留酒）HS コード：2208.90
40%
蒸留酒は品目によって関税率（無税又は40%）が違う。

(参考)

関税率は、財政部関務署（財政部關務署、Customs Administration, Ministry of Finance）のウェブサイトから検索することができる。

<http://eweb.customs.gov.tw/lp.asp?ctNode=6493&CtUnit=722&BaseDSD=7>

上記ウェブサイトの「Tariff Database」から HS コード別に関税率を検索することができる。

<http://portal.sw.nat.gov.tw/PPL/RedirectorNonLoginAction?appId=APGQ&privilegeId=GC451>

(参考)

関税率は、日本貿易振興機構のウェブサイトのうち「輸入・世界各国の関税率」から「World Tariff」を通じて検索することができる。

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

(注意点)

「World Tariff」は、米国 FedEx Trade Networks 社が有料で提供している世界の関税率情報データベースである。日本貿易振興機構と同社との契約により、日本の居住者は同社のサイトから無料で「World Tariff」を利用することができる。

納税義務者は、輸入品の荷受人、船荷証券又は輸入品の所持者である。

主要法令は、「関税法」（關税法、Customs Act）、「関税法施行規則」（關税法施行細則、Enforcement Rules of the Customs Act）である。

● 関税法

<http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawContent.aspx?pcode=G0350001>

(概要) 法令の位置づけ

関税の徴収及び商品の清算は、この法律の適用を受けなければならない。（第 1 条）

関税は、海外から輸入された商品に課される輸入関税と定義される。（第 2 条）

● 関税法施行規則

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350002>

(概要) 法令の位置づけ

この施行規則は、関税法第 102 条に従って定められている。(第 1 条)

(参考) 関税法第 102 条

この法律の施行規則は、財政部によって規定されるものとする。

4 その他

関税以外にも、貿易促進サービス費（貿易服務費、trade promotion service fee）がかかる。貿易促進サービス費は、外国貿易法（貿易法、Foreign Trade Act）の第 21 条の規定によるものである。

貿易促進サービス費は、輸出と輸入によって計算方法が異なる。

① 輸入貿易促進サービス費=CIF 価格×貿易促進サービス費率

② 輸出貿易促進サービス費=FOB 価格×貿易促進サービス費率

貿易促進サービス費率は、2006 年 10 月 1 日より 0.04%となっている。

● 外国貿易法

<http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0090004>

(概要) 法令の位置づけ

この法律は、自由化と国際化の精神と公平と相互主義の原則に基づいて、この国の経済的利益を高めるために、対外貿易を拡大し健全な貿易秩序を維持する目的で制定されている。ここに記載されていない事項については、他の適用法が適用される。(第 1 条)

この法律における「対外貿易」という用語は、商品の輸出入活動及び関連する活動を指す。

前項の「商品」には、商標、特許権、著作権その他の知的財産権が制定されている。(第 2 条)

本書における「輸出入者」とは、輸出入貿易に従事する本法に従って登録された会社又は通常の事業として輸出入貿易に関与しないが特定の商品を輸出又は輸入する会社を意味する。(第 3 条)

この法律でいう所管官庁は、經濟部 (MOEA) とする。他の省庁、委員会又は政府当局の権限を含む本明細書で提供される事項は、関係当局との協議の上、管轄当局によって処理されるものとする。(第 4 条)

(第 21 条からの抜粋)

所管官庁は、対外貿易を拡大し、対外貿易の状況に対応し、貿易活動を支援するために、輸出業者が輸出入した商品に対して貿易促進サービス費を、通関を通じて一律に集め、国際条約、協定、慣行その他の特定の理由から免除される場合を除き、輸出/輸入品の価格の 0.0425%以下の割合で徴収する。

実際に徴収される貿易促進サービス費及び免税品目の適用範囲は、管轄当局によって示され、承認のために行政院に提出されるものとする。

本条第 1 項の資金の活用については、貿易促進基金管理委員会を設置し、その委員の 4 分の 1 以上が輸出者及び輸入者の代表者となるものとする。

第6 小口輸送に関する規制

「関税法」(關稅法、Customs Act) 及び「輸出入郵便小包通関規定」(郵包物品進出口通關辦法、Regulations Governing Customs Clearance Procedures for Importing and Exporting Postal Parcels) により規制されている。

● 輸出入郵便小包通関規定

<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350072>

(概要) 法令の位置づけ

これらの規則は、関税法の第 27 条第 3 項及び第 49 条第 3 項により制定されている。(第 1 条)

これらの規則で使用されている用語の定義は次の通りである。(第 2 条)

① 郵便物：郵便局によって送られる輸入及び輸出の郵便メールや小包。

② 郵便局：郵便法に従って国際郵便サービスを提供する機関。

輸入及び輸出の郵便物は、以下の条件を満たしている必要がある。(第 3 条)

① 法第 15 条に規定する輸入が禁止品であってはならない。

② 他の法律に従って、輸出入が禁止されている物品であってはならない。

③ 単位(袋)あたりの総重量は 30 キログラム未満でなければならない。

(参考) 関税法第 27 条第 3 項

第 1 項に規定する郵便物に関する宣言、請求、審査、免除及びその他の清算手続の対象となる事業所の所在地、金額及び条件その他の必要事項については財政部が定める。

(参考) 関税法第 49 条第 3 項

第 1 項第 2 号から第 6 号、第 9 号、第 14 号、第 15 号及び第 18 号に規定する通関手続の範囲、品目、数量及び上限を規定する規則並びにその通関手続及びその上に記載された物品に関するその他の必要事項は財政部が定める。

1 免税手続

販売目的でない小口輸入に関しては、これまでサンプル目的の免税措置が取られていたが 2014 年末で変更となり、輸入検査、関税について特別ルールはなくなった。

2 最低数量

輸出入郵便小包通関規定の第 6 条により、「限制輸入貨品表」に記載されていない物品で、その FOB 価格が 5,000 米ドル以下の場合、通関申告は免除される。

輸出入郵便小包通関規定の第 7 条により、輸入された梱包物品は、関税、商品税、事業税、タバコ及びアルコール税、タバコの健康及び福祉追加費用、具体的に選択された商品、サービス税及び適用される規則に従った貿易促進サービス料が課される。ただし、税関価格が NT\$3,000 以内であれば、関税、商品税、事業税は免除される。なお、前項の免税郵便物には、関税割当の対象となるタバコ、アルコール、農産物は含まれない。

輸出入郵便小包通関規定の第 14 条により、以下の輸入郵便物については、輸入承認申請書は不要とされる。

- ・ 6 キロ未満の輸入ペットフードについては、「動物飼料輸入登録証」は不要である。
- ・ 輸入承認文書が必要ではないと規定している管轄庁の他の規則に従う。

数量閾値以下の個人的な使用のための輸入タバコやアルコールの場合、タバコ/アルコール輸入免許は必要ない。

- ・ アルコール：5 リットル。
- ・ タバコ：5 カートン (1,000 個) のシガレット又は 125 個のシガー又は 5 ポンドのタバコ。

なお、前 2 項の対象に他の輸入規制が適用される場合は、その輸入規制が適用される。

(参考)

関税法の第 49 条によれば、18 項目の条件に適合する場合、通関申告又は輸入許可証の提出は免除される。以下はその抜粋である。

- ① 中華民国にある大使館、領事館及び領事館の外交官及び領事館職員が公式又は個人的に使用するために輸入した物品及び外交特権を有する他の組織及び人員によって輸入された物品。
- ② 外交ミッションによって輸入された郵便袋と、任期满了後に海外から帰国した官公庁職員が持ち込んだ個人用の物品。
- ③ 公立・私立学校その他の教育機関や研究機関が輸入する教育、研究又は実験目的に必要な物品であって、それぞれの施設の性質に適合するもの。
- ④ 流行を防止するために政府機関によって輸入又は寄贈された医薬品又は医療機器。
- ⑤ 緊急救助のために政府機関に輸入又は寄贈された装備、輸入設備、救助獣及び外国救助隊が運ぶ救助物資。

第7 インターネット販売

「タバコ酒類管理法」(第30条)における販売上の規制がある。台湾では、酒類を自動販売機、通信販売、ネット販売など、購入者の年齢を識別できない方法で販売することは禁止されている。

- タバコ酒類管理法 (菸酒管理法、The Tobacco and Alcohol Administration Act)

<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=6828>

(参考) タバコ酒類管理法の第30条

アルコールは、購入者又は譲受人の年齢を特定できない方法及び自動販売機、郵便販売又は電子プラットフォームによる取引を含み、これらに限定されない方法によって販売又は移転することはできない。

アルコール販売のために特別ゾーン又は特別カウンターを設置することができる。そのようなゾーン又はカウンターの範囲、その特定の機能、設立方法及びその他のコンプライアンスに関する事項を規制する規制は、中央管轄当局によって規定される。

第8 規制等による実務的な課題

台湾現地での実務的な課題を収集し、それらの情報から、日本産酒類の輸入、販売、販路拡大等における観点から情報を整理した。

項目	今後輸出を実施する事業者の課題	既に輸出事業を行っている事業者の課題
日本産酒類の輸入における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申請に関するハードルはそれほど高くない。規定の書式に従って商品登録と成分表示ラベルを揃えることを実行する。 販売目的でない酒類の小口輸入に関して、以前はサンプルとしての扱いであったが、2014年末に変更となり、現在は通常の検査と関税が課せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> メチルアルコールの含有量の上限が緩和されたことから、輸入をしやすくなった銘柄も出てきた。 酒類を除く輸入食品に対する産地表示の通達が酒類まで波及してくる可能性があるが、現状では確定していない。
販売における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の高温多湿の気候のもと、清酒の取り扱いに関して品質を重視する代理店との契約が必須である。 小売店舗での販売は主として料理店への持ち込み用途と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 清酒の特性や味についての知識を販売に活かすためのプロモーションを行うことが必要。 焼酎の需要は日本人にほぼ限定されているため、日本人客が多い店の開拓が必要。
販路拡大における実務的な課題	<ul style="list-style-type: none"> 清酒の関税率は40%であるので、販売価格は高くなる。この競争環境のなかで勝ち抜くだけの商品力と販売力を作りこむ必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本料理店においての販売を推進するにあたっては、取り扱い先店舗を増やすことしかない。 清酒の関税が将来、引き下げられた場合、市場環境は大きく変わるため競争が激化することが考えられる。

第9 その他

1 機関（HPなど）

- (1) 財政部国庫署（財政部國庫署、National Treasury Administration, Ministry of Finance）
<https://www.nta.gov.tw/web/Eng/Default.aspx>
- (2) 財政部関務署（財政部關務署、Customs Administration, Ministry of Finance）
<http://eweb.customs.gov.tw/mp.asp?mp=21>
- (3) 經濟部国際貿易局（經濟部國際貿易局、The Bureau of Foreign Trade, Ministry of Economic Affairs）
<http://www.trade.gov.tw/English/>

2 法規（HPなど）

- (1) タバコ酒類管理法（菸酒管理法、The Tobacco and Alcohol Administration Act）
<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=6828>
- (2) タバコ酒類管理法施行細則（菸酒管理法施行細則、Enforcement Rules of the Tobacco and Alcohol Administration Act）
<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=2524>
- (3) タバコ酒類業者設立申請及び変更許可審査法（菸酒業者申請設立及變更許可審査辦法）
<https://www.nta.gov.tw/web/AnnC/uptAnnC.aspx?c0=268&p0=7155>
- (4) 輸入酒類検査法（進口酒類查驗管理辦法、The Administrative Regulations Governing the Inspection of Imported Alcohol）
<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=7430>
- (5) 外国貿易法（貿易法、Foreign Trade Act）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0090004>
- (6) 外国貿易法施行規則（貿易法施行細則、Enforcement Rules of the Foreign Trade Act）
<http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0090011>
- (7) 貨物輸入管理規定（貨品輸入管理辦法）
<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=236>
- (8) 輸出業者と輸入業者の登録を管理する規制（出進口廠商登記辦法、Regulations Governing Registration of Exporters and Importers）
<http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0090006>
- (9) 酒類衛生標準（酒類衛生標準、The Hygiene Standards for Alcohol Products）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0330020>
- (10) 喫煙・アルコール製品の輸入者及び生産者に請求される申請の審査、証明書の発行及び許可のための手数料基準（Fee Standards for Examination of Applications, Issuance of Certification, and Granting of Permission as Charged to Importers and Producers of Tobacco and Alcohol Products）
<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=2528>
- (11) 酒類ラベル管理規則（酒類標示管理辦法、Regulations Governing the Labeling of the Alcohol Products）
<https://www.nta.gov.tw/web/Announce/uptAnnounceEng.aspx?c0=316&p0=7190>
- (12) 食品安全衛生管理法（食品安全衛生管理法、Act Governing Food Safety and Sanitation）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=L0040001>
- (13) 付加価値型及び非付加価値型營業税法（加値型及非加値型營業税法、Value-added and Non-value-added Business Tax Act）

- <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawContent.aspx?pcode=G0340080>
- (14) 付加価値型及び非付加価値型營業税法施行規則（加値型及非加値型營業税法施行細則、Enforcement Rules of Value-added and Non-value-added Business Tax Act）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawContent.aspx?pcode=G0340081>
- (15) タバコ酒類税法（菸酒税法、Tobacco and Alcohol Tax Act）
<http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawContent.aspx?pcode=G0330010>
- (16) タバコ酒類税法徴収規則（菸酒税稽徴規則、Regulations for the Collection of Tobacco and Alcohol Tax）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0330022>
- (17) 関税法（關税法、Customs Act）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350001>
- (18) 関税法施行規則（關税法施行細則、Enforcement Rules of the Customs Act）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350002>
- (19) 輸出入郵便小包通関規定（郵包物品進出口通関辦法、Regulations Governing Customs Clearance Procedures for Importing and Exporting Postal Parcels）
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=G0350072>